

平成30年第1回置戸町議会臨時会

平成30年1月29日（月曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）

日程第 8 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）

日程第 8 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員（10名）

1番 前田 篤 議員

2番 澁谷 恒 一 議員

3番 高谷 勲 議員

4番 佐藤 勇 治 議員

5番 阿部 光 久 議員

6番 岩藤 孝 一 議員

7番 小林 満 議員

8番 石井 伸 二 議員

9番 嘉藤 均 議員

10番 佐藤 純 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	渡辺登美子	町づくり企画課長	坂森誠二
総務課長	深川正美	産業振興課長	栗生貞幸
施設整備課長	大戸基史	施設整備課長補佐	名和祐一
施設整備課水道管理係長	高橋秀典	総務課総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

《教育委員会部局》

教育長 平野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高橋一史	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成30年第1回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 前田篤議員及び2番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第1号から議案第6号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例から

◎日程第8 議案第6号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例から

日程第8、議案第6号 工事請負変更契約の締結についてまでの6件を一括議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第1号は、置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例でございます。議案の内容につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。また、議案第6号は、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の議案につきましては、施設整備課長等、所管の課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町簡易水道設置条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

改正の内容についてご説明いたしますので、議案第1号説明資料、置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

この度の簡易水道統合事業により、春日地区、常元地区への給水区域を拡張したことによる追加でございます。

本議案へお戻り下さい。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、改正前の条例の規定によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。提案理由について申し上げます。

この度の上下水道使用料の引き上げ理由につきましては、これまでに地域懇談会や2度の議員協議会でご説明したとおりであります。重複いたしますがご説明いたします。

簡易水道並びに下水道特別会計は、独立採算が本来の姿であり、一般会計に依存せず

料金収入で賄っていく必要があります。しかしながら現在の料金回収率は、それぞれ20%台と低く、今後起債の償還が控えている中、人口減少による料金収入の減収が追い打ちをかけ、今以上に会計が逼迫していくことが予想されております。更に、数十年後には、管路のみならず電気計装機器の更新が必ず訪れると共に、自然災害、地震への備えも必要となってきます。三の沢の綺麗で美味しい水を、又、常呂川最上流部に位置する本町において、河川環境への配慮は当然の責務でもあり、これらをお子たちに引き継いでいくためには、今すぐ行動を起こす必要があります。町民企業の皆様にはご負担を強いることとなりますが、今回の改正にご理解を頂きご協力をお願いするものであります。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、議案第2号説明資料の1ページ目をご覧ください。

共用給水栓とは、1個の止水栓及び水道メーターから複数の利用者が共用して利用することであり、現在、このような利用形態がないことから、第4条から第25条において、これらに該当する条文をそれぞれ削除しております。続きまして、第26条についてご説明いたしますので、説明資料の次のページをお開き下さい。転入等により、その月の途中で開始、又は使用を止めた場合、使用水量が5立法メートル以下の場合、基本料金を2分の1にするという現行制度に変更はありませんが、10立法メートルまでという基本水量が新しく従量制導入により、その概念がなくなることから10立法メートルと明記いたしました。なお、従量料金は発生いたします。例えといたしまして、転入が月の中頃となり、その月の利用が5立法メートルの場合は、1,650円の半額825円と5立法メートル掛ける25円の合計950円となります。続きまして、第29条手数料についてですが、給水装置工事業者の指定及び設計審査、材料検査、工事検査に伴う手数料について、1件につき、それぞれ20%引き上げまして、改正前1万円を1万2,000円に、1,300円を1,560円とするものです。続きまして、別表についてご説明いたしますので次のページをご覧ください。最初に区分ですが、現在、8区分ある内、共用、共同浴場を廃止し、専用、営業用、団体用を一般用に統合し、営農用、臨時用、私設消火栓を残し4区分にスリム化を図りました。また、現行10立法メートルまでの基本料を廃止し、従量制を導入し、少量利用者への配慮、節水社会への対応をいたしております。一般用につきましては、基本料金1,650円とし、1立法メートルから10立法メートルまでは、1立法メートル増す毎に25円。11立法メートルから20立法メートルまでは、1立法メートル増す毎に210円。21立法メートル以降は230円といたしました。営業用以下につきましては記載のとおりであり、これらの改定を行うことにより、平均約20%の引き上げとなります。

なお、施行日は6月1日からといたしており、新料金は6月使用分、すなわち7月徴収分から適用したいと考えております。

本議案にお戻り下さい。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第23条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の置戸町簡易水道の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している簡易水道の使用で、施行日から平成30年6月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町下水道条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正の内容についてご説明いたしますので、議案第3号説明資料をご覧ください。

第15条、下水道使用料につきましては、簡易水道の従量制は取らず、10立法メートルまでの基本料金を現行1,650円を25%アップの2,060円に。又、超過料金につきましては、11立法メートルから1立法メートル増す毎に現行165円を35%アップの222円に引き上げるものです。また、第2号、揚水量測定器のない場合とは、飲料水を簡易水道に頼らず、井戸等各自で賄っている方であり、基本料金1,650円を2,060円に。一人増える毎の超過料金につきましては、825円を1,030円に引き上げるものです。次の第2号第1項につきましては、簡易水道でご説明いたしました、共用の利用者がいないことから但し書きを削除しております。続きまして、第17条、手数料についてご説明いたしますので次のページをお開き下さい。手数料につきましては、指定工事業者の設計審査、材料検査、工事検査、1件につき簡易水道に準じてそれぞれ20%引き上げまして、改正前1,300円を1,560円とするものです。なお、料金については、簡易水道と同様に7月徴収分から適用したいと考えております。

本議案にお戻り下さい。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第15条第1項第1号及び同項第2号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の置戸町下水道の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成30年6月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例（平成6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第4号説明資料をご覧ください。

第15条第2項第1号の但し書きを削除いたしましたのは、これまでご説明してまいりましたとおり、共用量がないことによるものです。続きまして、第3項を第4項として、新たに第3項として、簡易水道でご説明いたしました、月の途中において開始等を行った場合における特例を追加しております。下水道条例では、同様の条文が第15条第3項にあり、農業集落排水においても準じて運用してまいりましたが、今回の改正に当たり明文化を図りました。続きまして、別表第1から次のページ、別表第3までは、議案第3号でご説明した、下水道使用料及び手数料の引き上げと同様であります。後程、ご参照下さい。

本議案にお戻り下さい。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第15条第1項及び同条第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の置戸町農業集落排水施設の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している農業集落排水施設の使用で、施行日から平成30年6月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 議案第5号について説明をいたします。

平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度置戸町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,660万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別紙の事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)、別添のとおり)

○佐藤議長 次に、議案第6号 工事請負変更契約の締結について。
総務課長。

○深川総務課長 議案第6号 工事請負変更契約の締結について提案理由を説明申し上げます。

議案第6号につきましては、平成29年3月24日開催の第5回臨時会において、議案第27号で議決いただきました、置戸地区簡易水道再編推進事業、置戸浄水場外電気設備新設工事(その2)について、排水ポンプ設備及び減水流入電動弁の追加の工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第14号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業。

置戸浄水場外電気設備新設工事(その2)。

2、金額、変更前 1億8,144万円。

変更後 1億8,837万3,600円。

4、相手方、小野寺・エスケー経常建設共同企業体。代表者、常呂郡置戸町字置戸257番地、小野寺電気株式会社代表取締役小野寺信一。構成員、北見市卸町2丁目3番地5、エスケー電気株式会社代表取締役向平秀幸。

なお、工期の変更はなく、完成は本年3月20日でございます。

以上、議案第6号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例から、議案第6号 工事請負変更契約の締結についてまでの6件を一括議題とし、質疑を行います。
議案の順序で行います。

まず、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 改正の理由については縷々説明がありましたし、協議会の方でも十分に説明頂いて、資料についても詳しく頂いているところでございます。それで、状況においては、設備の更新、或いは、これからの償還という事で財政的に非常に一般会計からの繰入が大きくなるということでの理由は重々承知しているところでございますし、利用料金の見直しはやむを得ないかなという、そういう思いがしております。ただ、6月1日からの条例の施行ということでございますけど、上水道、下水道合わせての料金の値上げということでございます。10立法メートルで上下合わせると約20%の値上げ。それから、20立法メートルだと約25%。30立法メートルだと29%の値上げと非常にアップ率が高いわけですけど、こういったことの一般利用者、町民に対する負担感が非常に大きいかなと思うんですが、これらについて値上げの理由は別として、負担感に対する町の考え方、その辺のことを伺いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 おっしゃるとおり今回の改正は上下合わせてですので、やはり負担感を感じるということは私達も考えております。ただ、その辺に対しても簡易水道につきましては、少量利用者に対して配慮をしている料金設定にしているところでして、ただ、下水道につきましては、会計上非常に厳しいものですから多少上げ幅を大きくしたところでございます。確かに大口利用者につきましては、今回の改正内容っていうのは、負担を感じることは思いますけれども、その部分ですね、節水をしていって努力をしていく中で対応していくこと。又、その部分をご理解して頂くというか、そういう形をとらせて頂きたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 利用者って言いますか、町民に十分理解を得てというお話でしたけど、下水は次の条例ですから上水道に関してですけど、これについてやはり下水も含めて、公共料金っていう位置付け、そして、町民に対する生活、非常に関わりのあるそういった料金の値上げであるということを前提に置いた時、上げざるを得ないということは重々承知はしておりますけど、あまりにも一回にこれだけの上げ幅を上げるということは、非常に影響が大きいんでないかと、そういう中で、協議会の中でもいろいろ町側と意見のやり取りがあったわけですけど、まず、議員としても、議会側としても協議したことは、やはりこの大きな上げ幅を若干でも経過措置を取って段階的な2段階等で上げれないかという、そういう意見もあったかと思えます。そういった町民の負担感をある程度和らげるための数年間で2段階で上げてはどうかという、そういう意見もあったわけですが、これについてどのような検討をなされたか、その考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 検討はいたしましたけれども、協議会でお話したとおりでございます。不足分、段階的措置を行った時の不足分の財源を何処から捻出するかということ

でいきますと、やはり一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないんだらうなというふうに考えております。従いまして、今自体基金はありますけども、それを特別会計の方で食い潰していくわけにはいかないと判断いたしましたので、段階的っていう措置は取らない提案といたしております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 今現在の料金でも、大よそ20%程度の料金の全体を占める割合がそうだっていう話で、それを限りなく町民の方に負担して頂いて、出来るだけ独立会計っていう趣旨を踏まえて、100%は難しいってことで50%程度に将来的に持っていきたいんだってというそういう話を伺っているわけですが、ただ、全体的な役場の中の総体的な予算の中のやり繰りですので、直接生活に関わるそういった利用料の値上げであるということを勘案した時に、一定程度一般会計からの繰入れは、ある程度理解されるものではないか。それに基づいて町の行政が多少なりとも事業を見直しされたりということもあるかも知れませんが、一定程度そのことについては理解の得る範囲だと私は思っております。そして、その中で、まず歳入に凶れるものは収入を凶っていくということと、出来るだけ事業の見直しを含めて、3年なり5年の間にそういった水道、下水に関わる料金の不足分を何とか町民の努力で、出来るだけ負担感を和らげて、そして最終的には、この原案の料金体系に持っていくということについて、私共はそれに反対する何者もないし、これはやむを得ないという料金の見直し案だというふうには思っておりますけど、いずれにしても一回にこれだけの料金を、上水道、下水道合わせて上げるということは、非常に大きな影響があるということで、提案された以上、これを町の方で修正するということはあると思っておりますけど、ただ、これに対する影響っていうか反響と言いますか、町民に対する反響は十分あると思っておりますので、その辺のことをどのようにお考えでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 まさしく何回も申し上げましたが、負担を強いることになります。ただ、そのことにつきましては、住民説明会等きっちり行って、値上げですから理解して頂くということが厳しいことだと十分承知しておりますけれども、何とかご協力をお願いしていきたいと、丁寧な説明を行っていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 この間の表、シミュレーションをもらって見たのですが、普通の年度でどのぐらいの、このままの議案が原案どおり通ったとして、収入はどのぐらい現行より増えるんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 この前お配りした資料でよろしいですか。の中でということですかね。例えばでいきますと、一番上段、資料の3番目ですか、料金収入となっております。現行料金、平成30年度の欄を見ていきますと、5,618万8,000円です。それ

が30年度、次のページにいきますと、同じく3段目、料金改定案によるシミュレーション、赤書きになっているところですね。平成30年度でいきますと、6,171万4,000円。次の年になっていくと、7,321万8,000円というふうに、こちらの方がシミュレーションした料金になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 数字的に30年度では現行よりもどのぐらい増えるか、料金。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 平成30年度の料金でいきますと、552万6,000円になります。これは、改定を6月、7月徴収分からというふうに考えていますので、ちょっと上げ幅が少なくなっています。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 31年度は。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 899万1,000円です。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 約900万近い、これ平年度でしょうけども、そうすると一般会計からの繰入がこの分以上に減るというふうに思うんですが、その辺はどういうふうになりますか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 料金が上がった分だけ繰入が減ります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 この料金の他会計からの繰入が平成30年では6,100万で、さっき言った560万増えたということでございますけども、平成31年は約900万くらい増えて4,700万というような数字でいいんですか、上がった時の他会計からの繰入れは。これから言ったら、300万ぐらいの差があるのに、こっちは4,700万。平成30年では6,100万で、31年は4,700万ということで、2,000万ぐらいの差ができていたというのは腑に落ちないんですけど、今その分だけの料金が下がるというふうに課長言ってますよね。数字的にはおかしいんじゃないですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 その年によって事業やっていきますので、事業があるかないか、単費の持ち出しが大きい事業やるかやらないかによって繰入金は変動していきます。ですから、料金が上がっていった、その分繰入が下がっているのはイコールにはなってこないということをご理解下さい。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっと表が分からないんですけども、平成30年と31年でどのぐ

らの事業をするんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 30年度で行う単独費事業という押さえでよろしいでしょうか。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 料金収入はさっき言ったように、一般会計からその分が減るよと言いましたよね。じゃあ30年と31年の工事費はいくらかかるのかということ、この表から出てくるのかを聞きたい。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 工事費につきましては、資本的支出費のところ、建設改良費というふうに出ているかと思えます。こちらになってきます。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 30年では、2億3,000万やるということで解釈していいんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 補助部分については、その額です。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 それじゃあ、2億3,000万やって国庫補助金というのはないんですか、これ。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 国庫補助金につきましては、5,293万7,000円。赤で書いてあるとおりです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 先程来、この簡易水道の料金の事については、議員協議会、それから、住民懇談会とかでいろいろ説明を受けてまして、中身の方は大体把握できたかなというふうに思っています。先程、佐藤議員の方からもありましたけれども、料金の緩和策っていうものは考えられないのかっていうようなお話もありました。本議会にかかったのが今回初めてということで、ちょっと初歩的と言いますか改めてと言いますか、その辺りちょっとお伺いしたいんですが、今更何言っているんだというふうに思われるかも知れませんが、改めて聞きたいと思います。

この31年度までの簡易水道の事業にあたって、簡易水道の共用開始というのはいつになりますか。それは各地区ばらばらになるのか、それとも同時になるのか。今の予定では、何月何日、何月頃を予定しているというのがはっきり出ていればお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今現在は、三の沢の水を勝山及び秋田に送水するのは、4月1日を目指してやっているところです。中里・安住地区の営農用水地区につきましては、平成

31年。北光・愛の沢につきましては、平成30年、今年度ですね。違いました。平成30年が中里・安住です。31年が北光・愛の沢というふうに考えております。なお、勝山、秋田につきましては、本管に接続するのみですので、拡張というかそういう部分は発生しません。蛇口をひねれば今まで林班界の水だったのが三の沢の水に変わるというようなことをご理解下さい。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今年の4月1日から中里・安住、それは理解しました。秋田、境野は30年ってことなのかな。いずれにしても料金改定が僕の想像としては、三の沢から引いてきた貯水場、給水場ですね、あそこの給水開始オープンセレモニーでもやるのかなぐらいのつもりでいたんですが、ばらばらに給水をするということで、その料金改定は町民感情からしたら、新しい水が新しい水道管を通ってくるようになったわと言ってから水道料金の改定っていうのが、とつてもストーンと落ちるのかなと思うのですが、課長その辺りどう思われますか。まだ、古い水のままなのに工事期間がずっとかかってきて費用がかかってきているから、今年の6月から水道料金を改定するというふうに言われても、北光・愛の沢の方々は、同じ水なのにもう先に高くなるのかって、ちょっとその辺り整合性が取れないというか不満が残るのかなというふうに思うのですが。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。境野地区におきましては、現行と何ら変わりません。統合したからといって今までも三の沢の水がいつまで、境野地区に関しては今までどおりです。勝山につきましては、先程申したとおり、置戸の三の沢の水が勝山の貯水場について、それから初めて使われるということになっております。途中の中里・安住につきましては、今現在、営農用水を使っておりますので、共用が開始されてから、三の沢の水が開始されてから初めて料金が発生することになります。同様に、北光・愛の沢につきましても、今現在は営農用水を使っております、それが三の沢の水に変わってから、平成31年、三の沢の水を給水してから初めてこの新料金が適用になっていく。今時点は、各地区の営農用水の料金をそれぞれお支払いされていると思いますので、ですからその部分に関しては、不公平感はないのかなというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 三の沢から引っ張ってきて道路沿いに新しく貯水場作りましたよね。それはまだ使ってないんですよね。それ使うのはいつからなんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 勝山と秋田に送る時には、今つくった貯水槽は使用することになります。ただ、途中にあります、中里・安住、北光・愛の沢につきましては、まだ各戸給水が終わっておりませんので、とりあえずは勝山に水を送るよ、秋田に水を送るよとい

うのが今現在つくったものを利用するという事です。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 さっき4月1日からという話がありましたけども、各家庭に新しく出来た拓殖の貯水場からあそこを通った新しい水は、各家庭にはいつから配給っていうか給水されるようになるんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 新しいろ過機を通った水は、4月1日、多少前後すると思いますけども、それを目途に今進めている。各家庭、置戸もそうですし、境野もそうですし、各家庭にいくのは、4月1日を目途に今進めているところです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第3号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 水道、簡易水道と同じ様なお話になるんですが、まず基本的に、現状では基本料金の改定基準の使用料、水道と同じになってますよね。料金の変わる幅って言いますか改定される境目が。それがどうして今回、改定にあたって水道料とその辺が区分けされるのか、別になっちゃうのかっていうところをもう一度お伺いしたいのですが。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 水道が従量制で、下水道が基本料金10立法メートルまで設けている理由ということでよろしいでしょうか。水道については従量制をとって、下水道については10立法メートルまでの基本料金ということを設定した理由ということでよろしいでしょうか。

それにつきましては、下水道の方が会計上非常に厳しくなっておりまして、下水道の10立法メートルまで利用している方の平均値を取りますと、大体6立法メートルぐらいということで、今現在、10立法メートルまで利用している方の平均値として6立法メートルということになっております。ですので、公平に広く負担をして頂きたいと。町民の方にもその分は広く負担をして頂きたいというのが、下水道会計の今回値上げした趣旨でございます。ですので、簡易水道につきましては、従量制をとって使用が少ない部分、なるべく節水した方には、それなりの効果っていうのは望めるかと思えますけれども、下水道につきましては、なるべく10立法メートルまでの使用している方に、公平って言ったらかおしいかも知れませんが負担して頂きたいと、そういう形で水道と下水道の料金区分を分けさせて頂いたしだいです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 決め事っていうか決め方の問題ということなんでしょうけども、そこで本当に素人の質問です。住民懇談会でも出ていました。どうしてたくさん使った人が基本料上がるんだろうと、その辺りもう一度説明をお願いいたします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 それは、水道の方でしょうか。両方ですか。

まず、施設に対して負担がかかる。いっぱい使えばいっぱい使うほど、施設に対して負担がかかるということがまず根底にあります。それと、水道につきましては、大口利用者となりますと、水道メーターも通常家庭ですと13ミリとかになってきますけども、それが20ミリ、25ミリとっていきまして、施設に対してメーター交換なり、そのメーターは貸与しているんですけども、それに対してその分料金っていうか負荷がかかっていると。そういうことで、いっぱいかかっている人に対して負担を多く求めるということです。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 他町村の水道料金体系を見ると、今言われた、水道管なり下水管の口径によって基準単価を変えているのが結構あるんですけども、置戸町の場合は、今の説明受けるまでは、全て同じ管の太さなのかなというふうに思っていたんですが、その辺りは、営業用っていうことではなっから太い管を入れているということなんでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 下水道に関しては変わりません。引込管に関しては、各家庭変わりませんけれども、水道につきましては、一般用でいきましたら、大体13ミリのメーターを付けておりまして、それが営農用、農家さんで水を使うところでいきますと、それが20ミリ、25ミリというふうに口径が大きくなっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 先程、佐藤議員の方からもありましたけれども、緩和措置って言いますか激減緩和と言いますか、急激な値上げっていうものに対してということで、北見市のことが新聞に最近出ております。北見市では、今後かかる水道の事業費に対してって言いますか、それを見越して料金を上げなければやっていけないんだということでの水道料金の値上げということで議論されているようです。北見市ですら2段階、それも数年にかけてというようなことで議論していて、委員会に付託してということになっているようですが、北見でも緩和的な措置っていうものを取っているぐらいなんですけども、置戸町では改めて聞きますが、そういう考えはないのか。できれば、先程言われた、31年の全ての家庭に新しい水が届くまでっていう間の緩和措置っていうものを考えられないのか。僕は、タイミング的にはそれでもいいのかなと思うんですけども、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 これにつきましては、私の方から何度もご説明したことの繰り返し

になるかと思えます。緩和した期間の財源措置ということですね、それがまず一点ございます。それから、こうやってしまえばあれなんですけども、この料金改定っていうのは、本来的であるなら、もっと早く手を付けるべきだったろうというふうには考えております。ですので、もうこれ以上先送りはできないというふうに判断いたしました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第8号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第8号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第6号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 この工事については、この表題にあるとおり、昨年3月24日に議会で議決した工事ということで理解しました。これは、繰越明許ということで28年度の予算で29年度に繰越した事業ということで理解しておりますけど、もう一度、ポンプ等の追加っていうか、ポンプの他に何が追加になったんですか。全体で690万ほどの追加になりますよね、工事費。それについて、もう一度すいません。

○佐藤議長 施設整備課長補佐。

○名和施設整備課長補佐 今回の設計変更の内容について改めて説明させていただきます。今回、2点ほど工事の内容を追加しております。一点目につきましては、排水ポンプ設備の追加となっております。もう一点につきましては、減水流入電動弁の追加、この2点の追加となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それでは、この追加された2点については、昨年3月17日に入札が執行され、3月24日に議会の承認を得たという工事ですけど、この当時は電気設備工事についての設計書の中には、この2点については入ってなかったということですね。

○佐藤議長 施設整備課長補佐。

○名和施設整備課長補佐 その通りです。当初の設計には計上してございませんでした。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、この工事っていうのは、工期については議会の議決後ということで29年の3月25日から、最初の工事ですよ。最初の工事変更前の工事については、29年の9月29日までの工期ということで、そういう工期の中で当初の1億8,144万円がこの事業者と契約されて、9月29日に工期になってますから、その段階では、前段も変更前の工事はもう完了しているということなんですか。

○佐藤議長 施設整備課長補佐。

○名和施設整備課長補佐 当初の工期につきましては、9月29日となっておりますが、これの工期の延長の内容につきましては、新たな浄水場にろ過機を、スレッドろ過機といまして、そのろ過機を設置する、それが海外から取り寄せるものでして、それが遅れることが判明したために、今回、工期の延長をしたところでして、それと合わせまして、それに関連して排水ポンプ設備と電動流動弁についても設置を計画する中で、不足というのが判明してきたというようなことでございまして、そのために現時点で設計変更というような形を取らせて頂きました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 工期が今年の3月20日まで延びたという、総務課長の先程のお話でしたので、この事業については、基本的には平成29年の3月25日から平成30年3月20日までの工期で変更されて工事を行うという、そういう理解したんですけど、ただ、9月までの終わる工事が、当然その中で今言った理由で追加工事が必要だということが判明していれば、もう少し早い段階で工事の変更契約っていうのか、なされるべきではないかという、そういう疑問が残っております。もう年明けてわずか一月、約二月残すばかりということですが、あまりにも対応が遅いのではないかと。もし、外国から輸入する、そういった機械がある程度判明していれば、ある程度それに対応する対応っていうのか、変更契約の対応ももっと早くやるべきではなかったかと、そういう思いが私はあります。そういったことで、入札は5社の企業体の中で入札して、この小野寺・エスケー共同企業体が受けたわけですけど、その中で途中でまた600万、約700万の工事追加になっていくと、最初5社でやった工事入札、競争入札が後で追加されてくると、最初の入札の意味合いが段々薄れてくるんでないかと。むしろ、そういうことが発生したら、逆にこの工事はこの工事で終わらせて、その2だから、その3で新たに再度やるべき入札っていうのかな、そういうことが必要ではなかったのかなという、

私の思いですけど、これについてはどうお考えですか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 先程の私の説明で説明漏れがございました。この工事につきましては、先程議員がご発言ありましたとおり、当初、9月25日の工期でしたが、9月11日に既に工期延長を行って、先程私が説明しました3月20日の工期ということになっておりまして、これにつきましては、議決案件ではないためにこちらの方で工期延長を行っておりまして、今回、3月20日の工期となって、変更は今回の変更契約ではございませんということで説明をさせて頂きましたので、私の説明漏れがございましたので追加ご報告申し上げます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

施設整備課長補佐。

○名和施設整備課長補佐 それと合わせまして、追加工事にしなかった理由ということですけども、本工事につきましては、内部につきましては、今回のその2工事と関連した部分がございますので、別途発注をいたしまして、別業者が受注することになりましても、実際の工事としては、なかなかスムーズにいかないというようなことが予想されます。また、別途発注しないで今回の工事ですべて頂いた方が諸経費等も計算いたしますと、安価ですむというようなことをごさいます、この工事での追加発注、設計変更というような形を取らせて頂きました。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 その理由は、随意契約なり、当然今やっている事業者が有利だということに関連性もあるということであれば、随意契約をしてもいいと思うんですね。それは理由がたつと思うんですが、それはそれとして分かりました。それで、今総務課長が言ったように、9月の段階でもう工期延長だということを決めたようですが、工期延長ということを決めたということは、排水ポンプと減水弁のポンプを追加するという、そういう理由で工期の延長をされたと思うんですけど、その段階でこの690万の金額がまだ発生していないというのか、まだ積算できなかったという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長補佐。

○名和施設整備課長補佐 工期延長の理由ですけども、先程申しましたとおり、ろ過機の納入時期が遅れることに伴いまして工期の延長をさせて頂いております。ですので、今回の設計変更とは直接その時点では理由としてはございませんでした。あくまでもろ過機の納入時期の変更に伴っての工期の変更ということとなっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ち下さい。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 10時41分

再会 10時49分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第6号の説明について訂正がありますので、発言を許可します。

総務課長。

○深川総務課長 先程、議案第6号の質疑の中で説明いたしました、当初の工事請負契約の工期につきましては、9月25日と説明しましたが9月29日でございます。訂正させていただきます。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 それでは、休憩前の議案に戻ります。

議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例から議案第6号 工事請負変更計画の締結についてまでの6件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案のうち、議案第2号から議案第4号までの3件については、置戸町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例から議案第4号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これから、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例及び議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第6号 工事請負変更契約の締結についてまでの3件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第1号及び議案第5号から議案第6号までの3件について、討論を終わ

ります。

○佐藤議長 これから、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例及び議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）から、議案第6号 工事請負変更契約の締結についてまでの3件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第1号 置戸町簡易水道設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第5号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第6号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時53分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長高橋一史が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
